

・繰下げ受給の上限年齢の引上げ自体、多様な選択肢を認めるとの観点から、反対の立場ではない。ただし、70歳以降まで公的年金受給を必要とせずに生活を営める人（相対的に裕福な高齢者）に対し、数理的に公平とはいえどこまでの水準の公的年金を保障する必要があるのかを慎重に考える必要がある。少なくとも、75歳を超える繰下げ（それに伴う65歳受給と比較しての倍額あるいはそれ以上にも及ぶ給付額）を公的年金制度として認めることは適当でない。

・繰上げ減額率・繰下げ増額率の見直しの提案には、特段異論はない。繰上げ受給減額率の変更に伴い、既受給者との取扱いの差が生じるが、憲法上その他法律上の問題は生じないと解される。

・保険給付を受ける権利は、5年を経過したときは時効消滅する。ここで時効消滅する年金受給権には、いわゆる基本権のみならず支分権も含むことが、平成19年の年金時効特例法により明文化された（厚年法92条1項、国年法102条1項）。ただし、基本権については、従来、時効の援用を要しないと規定する会計法31条を適用しないと行政実務が存在し、こうした運用は、年金時効特例法により明文の規定をおくことで立法上の解決が図られた（厚年法92条4項、国年法102条3項）。したがって、5年経過後も基本権自体が当然に消滅することにはならない。

・これに対し、支分権（各月の到来により発生する年金受給権）は、最大5年遡及して支給を受けることができるものの、消滅時効との兼ね合いで、それ以上遡っての支給は受けられない。資料1-8頁の例でいえば、65歳から67歳までの支分権が時効消滅するのは当然である。

・今回の提案では、裁定請求時点における繰下げ受給を選択せず、遡及的な支給を求めた場合、5年前に繰下げ申出があったものとして、65歳到達から裁定請求の5年前までの月数に応じた増額を行うこととされている。しかし、65歳到達時には年金受給権は現実化していないことに加えて（その意味で、基本権が発生していない時点で「受給権発生」という表現を用いることにはやや違和感がある。最2判昭29・11・26民集8巻11号2075頁、最3判平7・11・7民集49巻9号2829頁参照）、本人は、あえて繰下げ受給の道を選択し、増額分のメリットを享受しようとしたのであるから、その後の事情変更（たとえば、病気に罹患して健康状態が悪化した、事業がうまくいかず相当額の金銭を必要とする状況が生じたなど）により、遡及支給を求めた場合、5年前に繰下げ申出があったものとみなして増額措置まで講じることは適切でない。こうした措置は、経済的理由などにより繰下げ受給を選択する道がそもそもなかった人との公平性という観点から問題があり、これらの人びとの納得感も得られないのではないかと思われる。さらにいえば、消滅時効が問題となるようなケースで本来的に想定されてきたのは、裁定請求し忘れた（あるいは認知症などに

より裁定請求が可能な客観的事情がなかった) ような場合であって、自ら選択して裁定請求を先送りしたようなケースではないのではないか。そうした意味でも、65歳支給という法律上の本来受給開始年齢の場合を超えた優遇措置を講じることには反対である。(なお、裁定請求し忘れたようなケースについて、増額措置を講じる必要性が高まるとも思われない。)

・在職定時改定の導入については、就労継続による保険料拠出を早期に年金額に反映するための措置であり、受給者に配慮したきめ細かな対応といえ、賛成である。ただし、この措置の導入に限定されるものではないが、往々にして、被保険者や受給者へのきめ細かな対応が日本年金機構・年金事務所の事務量の増大を招くことも事実である。この点に年金実務が耐えられるのかを十分念頭においた上での事務局の配慮、および部会での議論を望みたい。また一層のIT化などが図られるとしても、制度改革が積み重なることにより、事務量は今後さらに増大することが見込まれる。このこととの兼ね合いで、今後、必要に応じて日本年金機構の予算・人員などの手当ても考えていただきたい。

以上